

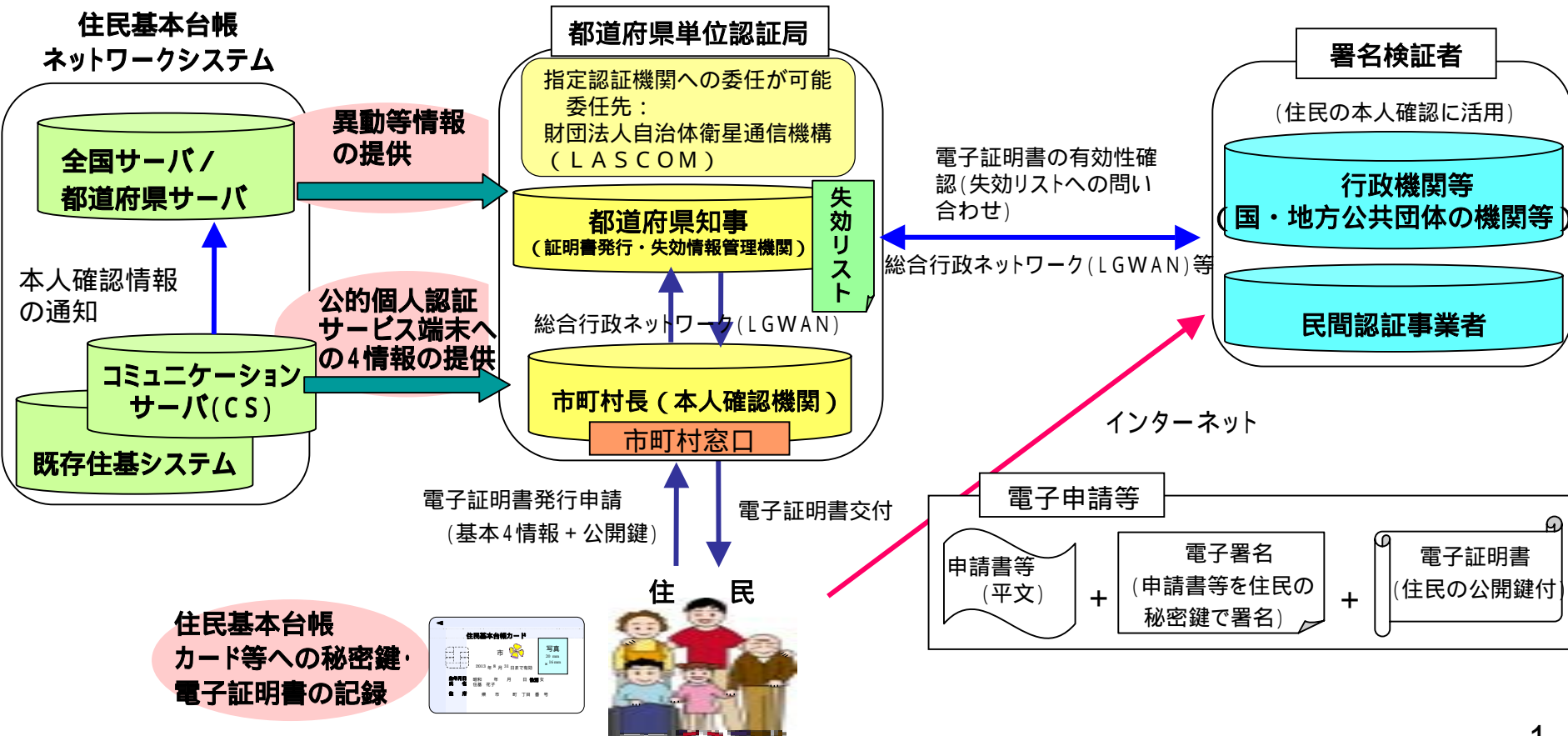
公的個人認証サービスの概要

平成17年5月24日
総務省自治行政局

公的個人認証サービス

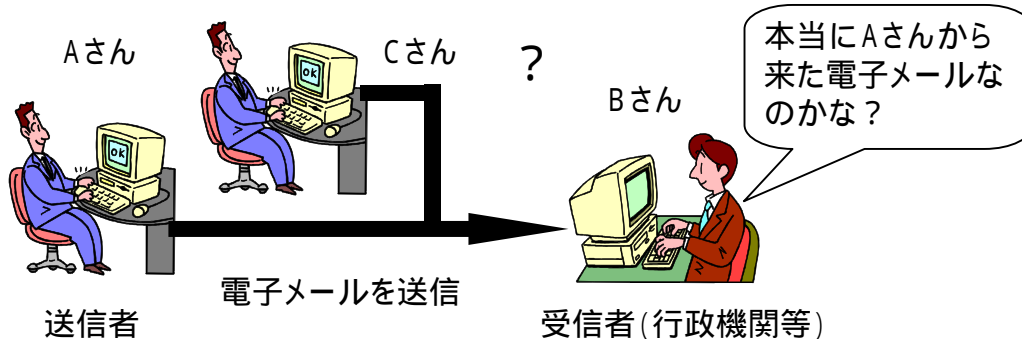
成りすまし、改ざん、送信否認などのデジタル社会の課題を解決しつつ、電子政府・電子自治体を実現するためには、確かな本人確認ができる個人認証サービスを全国どこに住んでいる人に対しても安い費用で提供することが必要。

平成16年1月29日、公的個人認証サービスの提供を開始。
(電子証明書の有効期間3年間、発行手数料500円)



デジタル社会における課題

成りすまし (インターネット上におけるデジタル文書については、文書作成者の特定が困難)



例えば、suzuki@jichiseisaku.co.jp というメールアドレスで、自治政策株式会社鈴木という名義で文書が送られてきたとしても..

- ・ 「自治政策株式会社」が実在しないかもしれない。
- ・ 「鈴木」さんが実在しないかもしれない。
- ・ 第三者が実在する「自治政策株式会社」の「鈴木」さんのメールアドレスを乱用しているかもしれない。

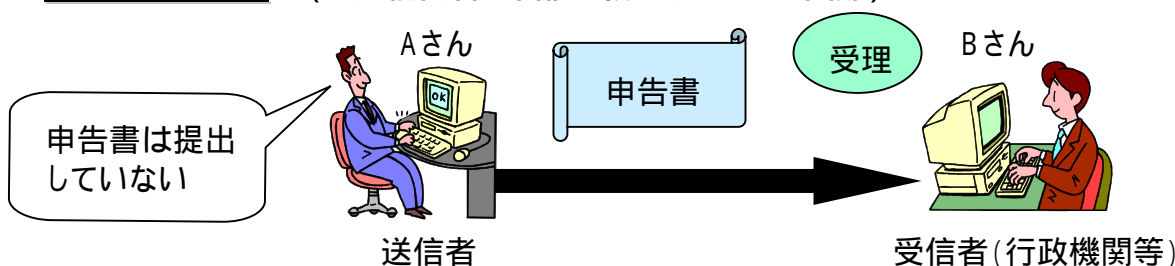
という疑いが解消できない。

改ざん (送信途上でメッセージを書き換えることが容易)



デジタル文書は、手書きの文書と異なり、改ざんされても痕跡が残らず、改ざん箇所を発見することは、実際上不可能。

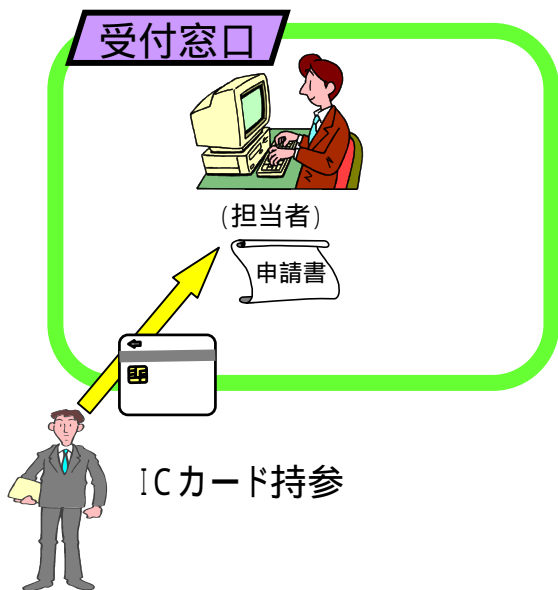
送信否認 (送信内容の否認を防止することが困難)



オンラインで送信されてきた申請・届出に基づいて、手続を進行させていたところ、送信者からそのような送信はしていないとの否認をされる危険性がある。

電子証明書の発行等の手続きイメージ

1. 市町村役場へ行く



2. 受付手続 (申請書提出)

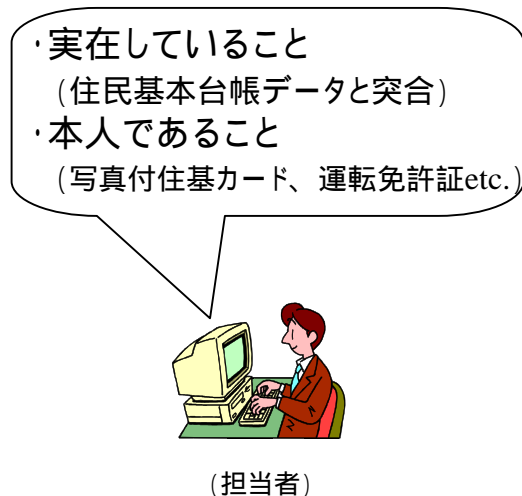
公的個人認証サービス
電子証明書発行申請書
平成 年 月 日

申請者氏名	総務 太郎
ふりがな	そうむ たろう
生年月日	昭和37年 6月17日
男女の別	男
住所	霞が関2丁目1番地2号

1 氏名、住所の記載表記は、住民票に記載されている漢字を用いてください。
2 パソコン等で、住民票に記載されている漢字が表記できない場合、申請者が日常パソコン等で使用している代替文字を記載してください。

代替文字	有・無
指定代替文字	

3. 本人確認



4. 本人確認後、住民自身による鍵生成

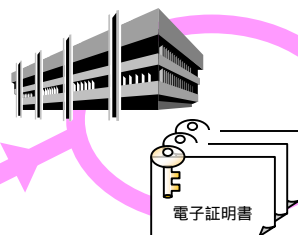


5. 公開鍵提出



6. 証明書発行手続

都道府県知事が発行



7. 証明書の交付

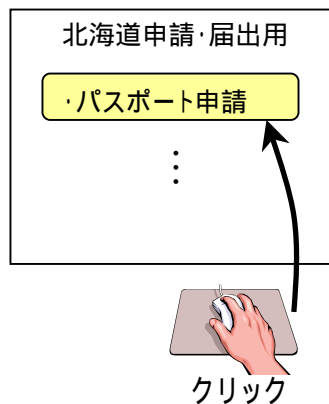


公的個人認証サービスを利用したオンラインによる申請・届出等のイメージ(1)

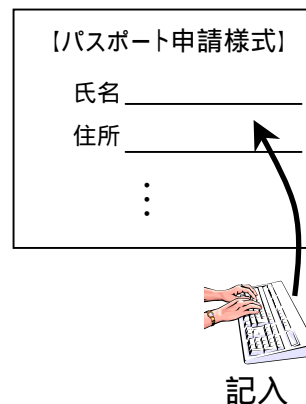
1, 自宅等のパソコンで行政機関等のホームページを開く



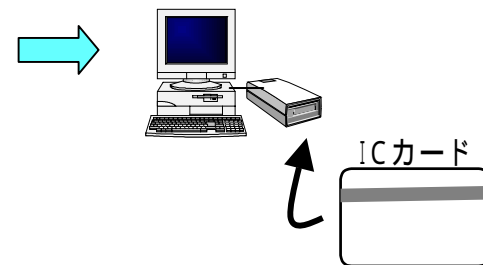
2, 利用しようとする申請・届出等のページを選択し、該当箇所をクリック



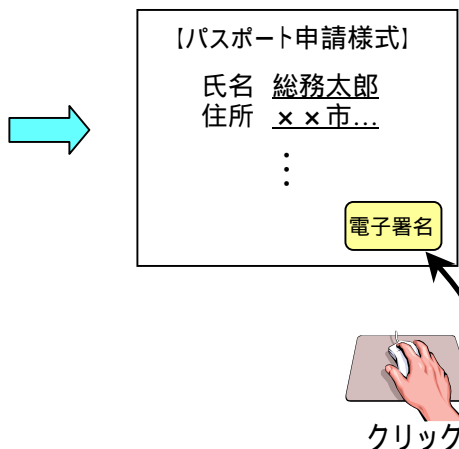
3, 様式に記入



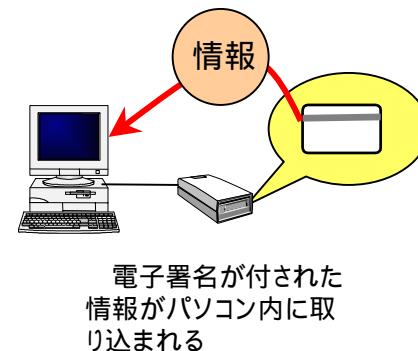
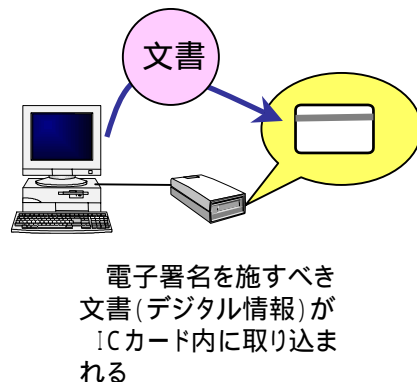
4, 利用者の秘密鍵が格納されたICカードをパソコンに接続されたリーダライタにセットし、秘密鍵を使用するためのパスワードを入力する



5, 電子署名の該当箇所をクリック

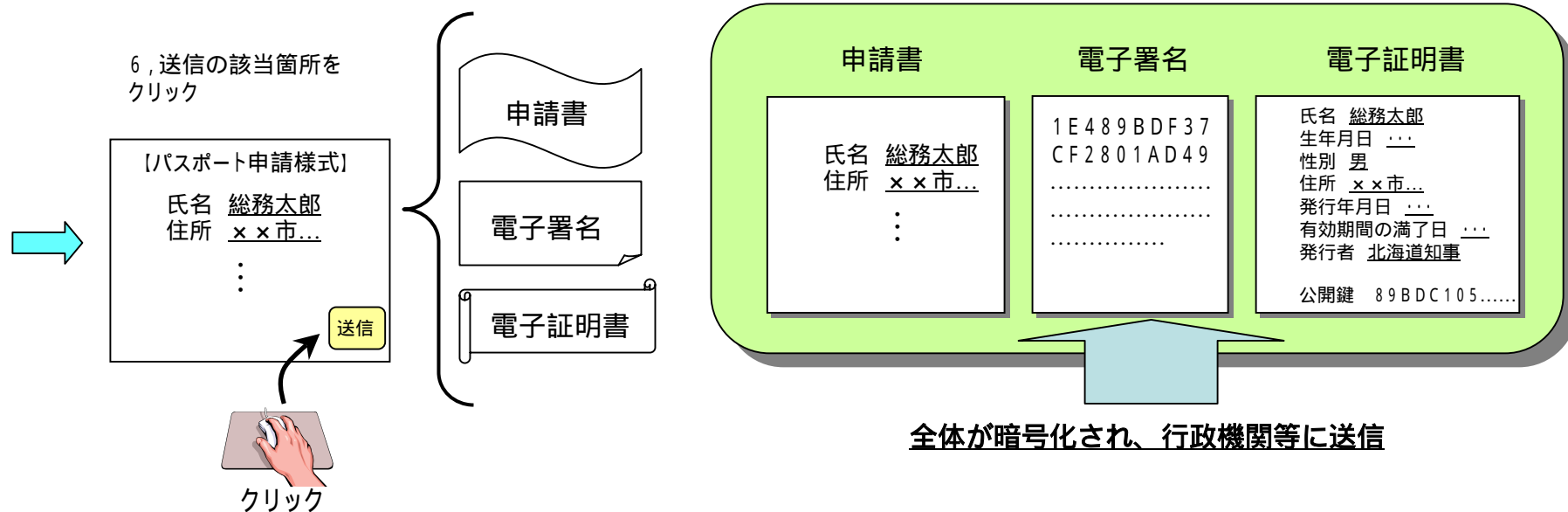


【電子署名の方法】

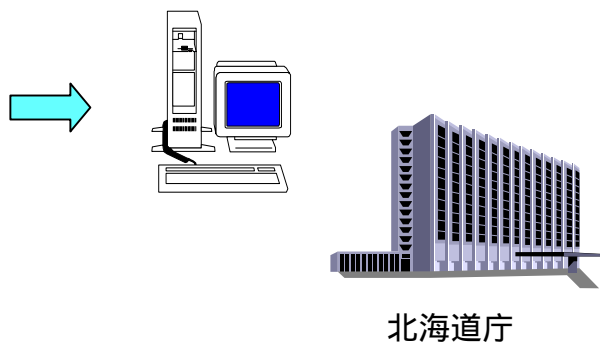


電子署名はICカード内で行われ、パソコン内に秘密鍵のデータが移ることはない。

公的個人認証サービスを利用したオンラインによる申請・届出等のイメージ（２）



7, 行政機関等のサーバーが受信



電子証明書の有効性を確認

電子証明書の公開鍵で電子署名を復号し、申請書と照合（自動的に実行）

電子証明書の氏名等と申請書の氏名等を照合

公的個人認証サービスの対象手続

国(8省庁)

- (件数は紙も含めた過去の全国における年間実績)
- [平成16年]
 - 2月2日～ 電子申告・納税(国税庁)【東海4県先行,6/1～全国展開】 : 約 2,000万件/年
 - 2月16日～ 恩給関連申請の一部手続等(総務省) : 約 19万件/年(恩給関連申請の一部手続)
 - 3月29日～ 社会保険関係手続等(厚生労働省) : 約 4,900万件/年
 - " 無線従事者免許関係手続、無線局免許関係手続等(総務省) : 約 6万件/年(無線従事者免許関係手続)
 - " : 約 40万件/年(無線局免許関係手続)
 - " 旅券申請(外務省)【岡山県ほか順次】 : 約 270万件/年
 - 7月1日～ 年金関係手続(国家公務員共済組合連合会) : 約 23万件/年
 - 9月2日～ 航空従事者技能証明の申請等(国土交通省) : 約 1.5万件/年(航空従事者技能証明の申請)
 - 11月22日～ 商業・法人登記申請(法務省) 登記事項証明書等の交付請求を除く : 約 200万件/年
 - [平成17年]
 - 1月31日～ 国民年金及び厚生年金の年金加入状況・年金見込額の提供(社会保険庁)
 - 3月22日～ 不動産登記申請(法務省) 登記事項証明書等の交付請求を除く : 約1,800万件/年
 - 3月28日～ 財務省関係手続(財務省)

地方公共団体(31都府県)

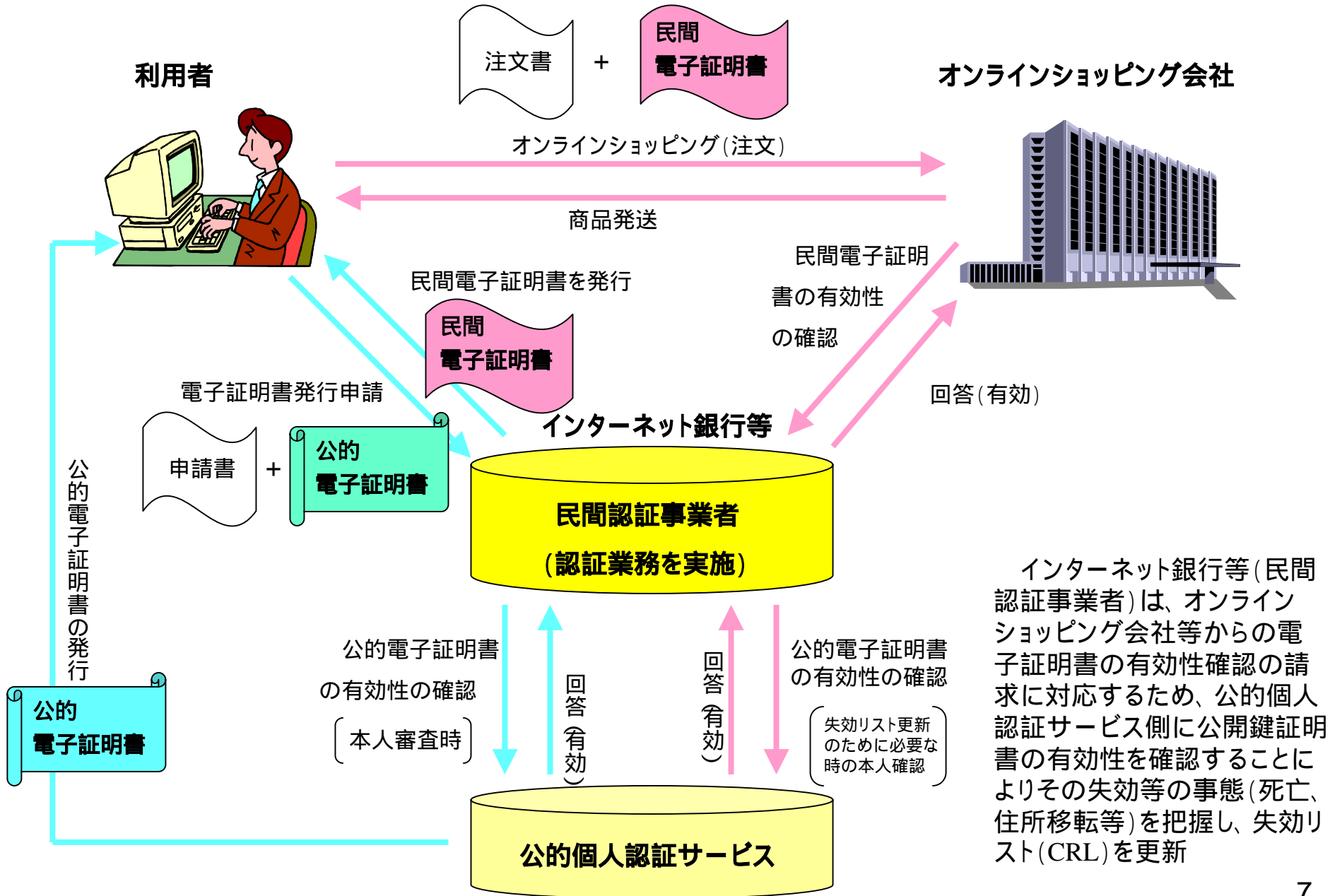
- (手続の例:住民票の写しの交付請求、納税証明書の交付申請など)
- | | | | |
|---------|----------------|---------|-------------------|
| [平成16年] | | | |
| 3月29日～ | 岡山県 | 11月1日～ | 山口県 |
| 4月1日～ | 岐阜県 | 11月11日～ | 栃木県 |
| 4月19日～ | 岐阜県内の一部市町村 | 11月20日～ | 広島県・広島県福山市 |
| 4月21日～ | 山梨県・山梨県全市町村 | 11月22日～ | 地域通貨システム(1) |
| 5月25日～ | 茨城県 | 12月1日～ | 茨城県つくば市 |
| 7月1日～ | 石川県 | 12月20日 | 佐賀県 |
| 7月9日～ | 富山県 | 12月下旬～ | 地域安心安全情報共有システム(2) |
| 7月12日～ | 茨城県内の一部市町村 | | |
| 7月20日～ | 愛知県 | [平成17年] | |
| " | 兵庫県 | 1月4日～ | 奈良県 |
| 7月28日～ | 香川県・高松市 | 1月11日～ | 福島県・福島県内の一部市町村 |
| 8月2日～ | 埼玉県 | " | 大阪府 |
| 9月13日～ | 福岡県 | 1月21日～ | 三重県 |
| 10月1日～ | 島根県内の一部市町村 | 1月24日～ | 愛知県内の一部市町村 |
| " | 滋賀県 | 1月25日～ | 東京都・東京都内の一部区市町村 |
| " | 大分県・大分県内の一部市町村 | | |
| " | 鹿児島県 | | |

(1) 千葉県市川市・福岡県北九州市・熊本県小国町で実施

(2) 北海道長沼町・青森県六戸町・栃木県岩舟町・群馬県富岡町・埼玉県草加市・埼玉県戸田市・千葉県市川市・神奈川県小田原市・神奈川県返子市・新潟県上越市・石川県金沢市・福井県丸岡市・長野県伊那市・静岡県島田市・愛知県春日井市・大阪府豊中市・兵庫県小野市・岡山県岡山市・福岡県大牟田市・福岡県春日市で実施

今後、国の機関の手続・各地方公共団体の手続が順次追加される見込み。

民間認証事業者による公的個人認証サービスの利用イメージ



インターネット銀行等(民間認証事業者)は、オンラインショッピング会社等からの電子証明書の有効性確認の請求に対応するため、公的個人認証サービス側に公開鍵証明書の有効性を確認することによりその失効等の事態(死亡、住所移転等)を把握し、失効リスト(CRL)を更新

公的個人認証法の改正

公的個人認証サービス

オンライン行政手続等に必要な電子証明書を都道府県知事が発行。

- ・平成16年1月29日にサービスの提供を開始。
- ・電子証明書の有効期間3年間、発行手数料500円。
- ・電子証明書は住民基本台帳カードに格納。

改正の主な内容：電子証明書の有効性を確認できる者の範囲を拡大。

<今後、不動産登記手続のオンライン化等に利用が拡大されるが、現行では支障が生ずるおそれ>

【現行】

行政手続等を受ける行政機関等、裁判所

上記のほか、一定の基準を満たした民間認証事業者も利用することができる。

【改正後】

司法書士、行政書士等（行政手続等の代理を行う者）
公証人、医師等（行政手続等に必要な添付書類を発行する者）

いずれも連合会等の所属団体を通じて有効性を確認。



電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の一部を改正する法律案の概要

1 趣旨

現行法における利用者が電子署名を行ったことを確認することができる者（署名検証者）の範囲では、行政手続等のオンライン化に支障が生ずるおそれがあることから、現行法の趣旨（主たる目的は行政手続等のオンライン化、民間認証事業者の活動への配意）を踏まえつつ、電磁的方式による申請、届出その他の手続における電子署名の円滑な利用の更なる促進を図るため、利用者が電子署名を行ったことを確認することができる者の範囲を拡大する等の必要な改正を行う。

2 改正の概要

- (1) 利用者が電子署名を行ったことを確認することができる者の範囲の拡大
- 署名検証者の範囲の拡大（第17条第1項関係）
- ・ 行政機関等に対する申請、届出その他の手続に随伴して必要となる事項につき、電磁的方式により提供を受け、行政機関等に対し自らこれを提供し、又はその照会に応じて回答する業務を行う者として行政庁が法律の規定に基づき指定し、登録し、認定し、又は承認した者
 - ・ 行政機関等及び裁判所に対する申請、届出その他の手続に必要な電磁的記録を提供する団体で政令で定めるもの
- 団体署名検証者・署名確認者制度の創設（第17条第5項関係）
- ・ 法律の規定に基づき他人の依頼を受けて行政機関等及び裁判所に対する申請、届出その他の手続を行う者及びその所属団体で政令で定めるもの
 - ・ 行政機関等及び裁判所に対する申請、届出その他の手続に必要な電磁的記録を提供する者及びその所属団体・機関で政令で定めるもの
- (2) 都道府県知事から指定認証機関への委任事務の追加（第34条第1項関係）
- (3) 自己の認証業務情報の開示に関する事務の規定の見直し（第34条第3項関係）

3 施行期日

公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行。